

GET ビジネス学習館
2012 行政書士講座

第6回 憲法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

2 参政権

〈15条〉

(最判 S25. 1. 9)

争点

選挙権のないものがした投票についても投票の秘密の保障は及ぶのか？

〈判旨〉

選挙権がない者がした投票が何人に対してなされたかは、議員の当選の効力を定める手続きにおいても取り調べてはならない。

(最判 S30. 2. 9)

選挙犯罪の処刑者について、一般犯罪の処刑者よりも厳しく選挙権、被選挙権停止の処遇をしても、不当に国民の参政権を奪うものとはいえない。

なぜならば、選挙犯罪の処刑者は、現に選挙の公正を害したのものとして選挙に関与させるのに不適當なものとするべきであり、これを一定の期間、公職の選挙に関与することから排除するのは相当であって、他の一般犯罪の処刑者が選挙権、被選挙権を停止されるのとは、別個の事由に基づくものだからである。

(最判 H11. 11. 10)

比例方式の選挙制度は、投票の結果すなわち選挙人の総意により当選人が決定される点において、選挙人が候補者個人を直接選択して投票する方式と異なるところはないので、直接選挙の原則に反しない。

三井美唄事件

争点

(1) 労働組合は組織の維持強化を図る為に、組合員に対して一定の規制を加える事が出来、また組合員に制裁を加える事もできる。これを労働組合の統制権と呼ぶが、この統制権の法的根拠は何か？

(2) 立候補の自由は憲法上保障されているか？

(3) 立候補の自由を労働組合の統制権で制限できるか？

〈判旨〉

(1) 28条の団結権に由来する

(2) 15条①によって保障されている（公務員選定罷免権によって保障されている）
（職業選択の自由によって保障されているのではない点に注意）

(3) 制限できない

在外邦人選挙権制限意見事件

争点 1

在外国民に選挙権を認めなかった事は憲法に違反するか？

〈判旨〉

国民の選挙権又はその行使を制限する事は原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限する為には、そのような制限をする事がやむを得ないと認められる事由がなければならない。

そしてそのような制限をすることなくしては選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認める事が

事実上不能ないし著しく困難であると認められる場合でない限り、上記のやむを得ない事由とはいえず、このような事由なしに国民の選挙権の行使を制限する事は、15条①及び③ 43条①と44条但書に違反する。

(以下テキスト本文に続く)

第9章 社会権

自由権は国家の不作為を要求するものであり、社会権は国家の作為を要求するもの

1 生存権

〈25条〉

朝日訴訟

争点2

厚生大臣の裁量に委ねられている生活保護基準の設定判断は、違法の問題生じるか？

〈判旨〉

～厚生大臣の合目的な裁量に委ねられており、その判断は、当不当の問題として政府の政治責任が問われる事があっても～

テキスト以外でも次の2点が大切です。

- 国から生活保護を受ける事のできる権利は、反射的利益ではなく法的利益だと解される。
(反射的利益については、行政法でね)
- 生活保護を受ける権利は譲渡できないし相続の対象にもならん。

堀木訴訟

〈判旨〉

25条②は、国には事前に防貧施策をなすべき努力義務がある事を、

25条①は、②の防貧施策を行ったにも関わらず、なお落ちこぼれた者に対し、国には事後的に救貧施策をなすべき責務がある事を宣言しているものと解し、

原則：いかなる防貧施策をどの程度実施するかは立法府の裁量に属し、裁判所は審査判断できない
例外：著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用があった場合は、裁判所は審査判断ができる
よって、公的年金相互間における併給調整を行うかどうかは立法府の裁量に属する事柄である。

またこの裁判では「生存権の違憲審査基準は何を使うべきか？」についても争点になった。

裁判官は「明白性の原則」を用いるとした。

(明白性の原則とは、プリントP31参照)

2 教育を受ける権利

旭川学力テスト事件

争点1

〈判旨〉

国家教育権説・・・子供の教育内容については国が関与・決定する権能がある

国民教育権説・・・教育内容の決定権は、親及び教師を中心とする国民全体にある。

折衷説・・・教育内容の決定権は、親及び教師を中心とする国民全体にあるが、国にも一定の範囲内で教育内容について決定する権能がある。

国家教育権説も国民教育権説も極端かつ一方的で採用できない

争点2 子どもの学習権について

〈判旨〉

みずから学習することのできない**子ども**は、その学習要求を充足する為の教育を自分に施す事を**大人一般**に対して要求する権利がある。(学習権という)

争点3 国と国民の教育権の分担

〈判旨〉

- ① 義務教育における教師に完全な教授の自由を認める事はできない
 - ② 親には子女の教育の自由を有すると認められるが、親の教育の自由は家庭教育等の学校外における教育や学校選択の自由にある
 - ③ 国は必要かつ相当と認められる範囲において教育内容を決定する権利がある
- (①～③のまとめ)

親、教師の教育の自由を認めつつも国にも相当と認められる範囲で教育内容を決定する権利がある。
(折衷説)

〈判旨 その他〉この判例では下記の事も大切

- 26条①の教育を受ける権利は子供に限っていない
- 学問の自由は教授する自由を含む

(最判 S32.4.5)

少年を少年院に送致した結果、高校へ行けなくなったとしても教育を受ける権利を侵害した事にはならない。

3 労働基本権

憲法は原則として私人間には直接適用されないが、その例外として労働基本権は、直接私人間にも適用される。と、解されている。

2. 公務員の労働基本権**全農林警職法事件****事案**

警察権限を拡大する為「警察官職務執行法」を改正しようとする動きがあった。これに反対する運動が各地であり、全農林組合も職場大会を開こうとした。

農林省の職員がその大会への参加を呼びかけた為、公務員の一律かつ全面的な争議行為を禁止している国家公務員法に違反するとして起訴された。

《全農林警職法事件の合憲性の根拠》

4つの理由から国家公務員法の「公務員の一律かつ全面的な争議行為禁止」規定は合憲だとした。
(この職員は有罪になった)

- ① 公務員の地位の特殊性と職務の公共性
- ② 公務員の勤務条件は法律・予算で定められ、政府に対する争議行為は的外れ
- ③ 市場抑制力が公務員関係では働かない
- ④ 人事院勧告のような代替措置がある

第3編 統治機構

統治機構の分野では、「権能」という言葉がよく出てきます。

(公の機関の) 権限という意味ですが、必ず比較して区別して覚えよう

天皇の権能 V S 内閣の権能 V S 内閣総理大臣の権能

国会の権能 V S 議院の権能

内閣の権能 V S 内閣総理大臣の権能

国会の権能 V S 内閣の権能 V S 裁判所の権能 など

第1章 天皇

1 天皇の地位

2. 世襲制

〈2条〉

憲法では皇位は世襲と定め、具体的な内容は「皇室典範」に定めている。

2 天皇の権能

2. 内閣の助言と承認

〈3条〉

内閣の自己責任であり天皇に代わって内閣が責任を負うのではない

3. 国事行為の種類

〈6条①〉

けんちゃんの参考資料

○ 「指名」と「任命」の違い

「指名」は、責任や職務を行う者として選ぶこと

「任命」は、指名された人を重要な職務に付いた新任の者として称号を与えること

〈6条②〉

その他の裁判官の任命は、天皇の国事行為ではない。事に注意！内閣の権能だよん（79条①）

〈7条〉

けんちゃんの参考資料

行政機関により制定された「定め」の事を行政立法といい、憲法では「命令」と呼んでいる。

(憲法81条)

○ 制定する機関による行政立法の分類

- | | | |
|-------------|-----|---|
| ① 政令 | ・・・ | 内閣が制定する命令 |
| ② 内閣府令 | ・・・ | 内閣総理大臣が制定する命令 |
| ③ 省令 | ・・・ | 各省大臣が制定する命令 |
| ④ 外局規則 | ・・・ | 府・省の外局である各委員会、各庁の長官が制定する命令
(公正取引委員会規則など) |
| ⑤ 独立行政機関の規則 | ・・・ | 独立行政機関が制定する命令
(会計検査院規則、人事院規則など) |

4. 国事行為の委任

(4条②)

国事行為を委任する事自体も国事行為に該当するので、内閣の助言と承認が必要となる。